



この広場が地元の管理運営委員会によって管理運営されている、学校跡地として建物と広場を利用している市内唯一の施設で、夏はキャンプ場としても使われている「千秀青少年センター」です。

ではその成立と現状、課題、そして地元の背景などについて触れて見たいと思います。

## 二——田谷町の概要

私達の郷土田谷は、戸塚区の西南にあたる水田地帯と大きな工場がある世帯数五八〇程の人家の点在している町です。

明治の廃藩置県により神奈川県鎌倉郡長尾村に、大正四年には豊田村と合併し、そして昭和十四年四月には横浜市に編入され、現在は戸塚区田谷町となりました。

子弟の教育に関しては明治以前から世にいう寺子屋制度がありました。明治九年に長尾村立千秀学校が開設され、その後千秀小学校と改名されました。しかし、大正五年に豊田小学校の分教場となり、千秀の名を閉じました。

第二次大戦後の人口増加に伴い、校庭拡張が地元住民の勤労奉仕により行われ、昭和三十二年木造二階建の校舎に改築され、数年後に住民投票により歴史ある創立時の千秀小学校名に復しました。

それが千秀青少年センターの前身であります。

しかしこの校舎も昭和三十年代の人口増加には勝てず、プレハブ校舎を増築して急場をしのいでいましたが、隣接地に新たな敷地を確保し、昭和四十七年四月に、鉄筋四階建の新校舎千秀小学校に移転致しました。

旧校舎にしても、新校舎建設にしましても地元の各地主さん方のご理解、ご協力があつたればこそです。

## 三——旧千秀小学校跡地問題

### ① 地元利用の声

せっかく地元住民の勤労奉仕により出来た旧木造校舎ですが、新四階建校舎に移転後使用することもなくそのままの状態、地元から際立った対策も打ち出されませんが、あるいはあったのかも知れませんが、私共には伝わっていませんでした。

しかし若い卒業生の間では、何とか地元で活用出来ないものか、との話が出始めておりました。それは新校舎へ移る一年前の五月「若者と市長の会」が労働福祉センターで開かれた時、卒業生から市長へ質問として出されました。「千秀小学校ですが、現在新校舎を建設中です。完成後は旧校舎跡は遊休地となりますが、

市としてはどのようにするお考えですか」と。これに対し市長から「町内会長に、一体何に使ったらよいか町内の意見をまとめるように」伝えてあるとの回答でした。

続いて新校舎に移った昭和四十七年の七月、戸塚区民と市長との懇談会が戸塚区役所で開かれました。この席では卒業生から千秀小学校跡地問題に関し、要望書を提出しましたところ市長から「引き続き、学校用地として使用する」との回答を得ました。

ところがそれから数日後、千秀小学校長から「管理が困難なので市へ返却する」との回答が市になされたとか、他方面からは土木材料の置場になるとかの声を耳にし、また市の公用車が跡地に止まり、数人が現地の写真撮影をしているのも見かけました。さっそく町内会長宅を訪問し、最近耳にした市への返却のことや、他に転用されそうな話を伝えご意見を伺いました。会長は、昨年十二月に陳情書を出してあるのでそのようなことはない、再度連合町内会長名で陳情書を提出したいと思っている。けれどもその際は特に町内に話さず、他の時に集めた署名を使用する意志などの話をされました。

### ② 有志による陳情書提出と

#### 市の取り壊し方針

会長の話から、地元の要望を聞いていない、要望が会長ほか少数の人々によって決められていることや、要望書の署名が他の時に集められたものであることなどがわかりました。

そこでこの問題を今後どう進めたらよいか、卒業生に呼びかけ相談することとし、九月の日曜日に六人が集まりました。

#### 話し合いの結果

(ア) 跡地を市へ返却したり、他に転用することのないよう、とりあえず当日集まった有志で利用方法を盛り込んだ陳情書を作成し、町内会とは別に提出する。

(イ) 地元住民の意見を取りまとめる。町内との摩擦を避けるため再度町内会長と話し合う必要がある。

(ウ) 町内会長が聞き入れてくれなかった場合は最悪の事態になるが、卒業生で町内の署名を集め、陳情書を市長へ提出することを決めました。

その後数度の打合せを重ね、利用方法として保育園、図書室、会議室などを入れた(ウ)項の陳情書を有志として作成、十月教育委員会に提出しました。

十月下旬陳情書について教育委員会を訪問いたしましたところ、旧校舎取り壊しの話が聞かされ果然と立ちすくみました。

市では早ければ今年中、遅くとも来年

三月までには取り壊す。その後については、今のところはっきりとした方針はないとのことでした。

取り壊しが早く行われそうなので、一月初め卒業生の有志が集まり、地元での管理運営を含め建設的なものについて検討し、町内会長宅訪問を決めました。

### ③ 町内会に働きかけ

会合の翌日会長宅を訪問致しましたが不在のため文書にておいてまいりました。また会合をもち町内との接触をどうするかについて話し合いました。それは

(イ) 組長常会に出席して状況説明をする。

(ロ) 会長との話だけでは心許ないので役員に協力を要請する。

(ハ) 市から取り壊し方針が出ているが、その後の計画がないので、当面取り壊し反対の陳情書を作成する、などを決めました。

十一月下旬、町内役員のうち二人の方を訪問し、ご協力をお願い致しましたところ、二人は、地元の問題で若い人が動き出したことを大変喜んでくれました。地元で跡地利用することは大賛成だし、町内会長はなかなか動かないだろうから、まず動ける人が集まって相談するから出席してほしい。そこで決めた方針を十二月の組長常会で取り上げ、年内に陳

情書を市に提出しよう、ということになりました。

下相談は町内の鎮守、御霊社に関する常会の際に行われ、町内の主だった人が集まりました。この席上で先日協力要請に応じて下さった役員の一人在、跡地の問題について詳しく説明し、市を動かすには住民の要望の強さ、住民運動が大切だ、と強調して下さいました。

来月の組長常会への提案、陳情書の抜いを協議し、陳情書案文は若者に依頼されました。

### ④ 組長常会と署名運動

十二月八日組長常会。いろいろな連絡事項が終ってから会長から跡地問題について「旧千秀小学校が取り壊されるといふ話があり、取り壊さず地元で使えるように陳情したい、と思うが皆さんのご意見は」との趣旨説明がありました。ある主婦が「近々壊すようですよ」、すると別のおばさんが「この辺は幼稚園も保育園もないのに、せつかくある建物を壊しちゃうなんてねえ」、陳情書案文を読みながらあるおじさん「汗水たらして校庭を広げて作ったのに壊されちまう」等々、論議の余地なく陳情書提出に賛成、直ちに署名に話が移りました。何時までに集めたらよいか、今月中、二十日頃、「遅すぎる、もっと早く、なんとか間に

合えばよいが」。そこで十二月市会開会中の十二日から十六日までの間に市長に会えることを伝えたら、「それなら十一日までだ」ときまりました。「回覧で回してたんで日がかかる。組長が持って回れ。十日の日曜日に回れば皆いるだろう、子供まで皆書いてもらってくれ」。

「署名用紙が足りないって、用紙はどこで買ったんだ、原宿なら明日の午前中行くから買って来て会長宅へ届けよう。会長が役員に配り役員が組長に配ればよい」といった具合で、その晩(八日)の話で十一日までに署名を会長宅に集結させることになり、このスピード振りには今まで準備をして来た者も驚いてしまいました。

常会終了後、会長、副会長が陳情文の文章が弱いとまで言っていたし、とにかく町内の反応が強かったのには驚いてしまいました。

かくして、十一日には会長宅に、一、二九〇人の署名が集められ、地元の熱い要望は市長陳情へと引き継がれました。

### ⑤ 市長陳情

十二月二十日、市役所二階貴賓室で住民と市との懇談会が開かれました。各区から一件ずつ重点項目が出されていき、遅れて市長が席に着かれた時、戸塚区の番が回って来ました。戸塚区からの重点

項目はもちろん千秀小学校跡地についてでした。田谷町内から一〇人が参加し、前町内会長・石川伊之助氏が陳情書と一、二九〇人の署名簿を市長に手渡し趣旨説明を行いました。

「旧校舎建設に当っては、校庭拡張のため町内各地主の協力を仰ぐと共に、土盛り、基礎工事、柱建てなど町内会員の絶大なる勤勞奉仕による血と汗の結晶により建設がなされております」。

今般、新校舎移転にともない旧校舎取り壊しの話を伺い、設立当時の事を思い浮かべ誠に残念に思います。旧校舎は設立されて未だ日も浅く、十分に耐え得ると思えますので使用をご許可いただきたく存じます。

地元での使用方法につきましては、陳情書にも申し述べましたとおり、青少年の心身の鍛練の場として、図書室、楽器等演奏練習場、会議室等、また児童・青少年の体育の場として使用致します」と。

地元住民の気持を切々と一気に訴えかけ、市長もうなずき、陳情団も感銘しました。

市長は「ただいまのお話し、よくわかりました。担当でよく検討してから回答致します」と答え、担当から「早い時期に町内会長とお話しをして決定したい考えです」と答えました。

これで取り壊しは一時中止となるのであ

ろうし、市からの回答を待つこととなり  
ました。

### ⑥ 地元による管理運営方法

翌昭和四十八年一月に入り、地元では  
町内役員を中心に相談がもたれ、市当局  
でも担当課長などが開かれ、一月下旬  
戸塚区役所で、区役所と町内会との打合  
せが行われました。

千秀小学校跡地を地元の管理運営に任  
せるに当り、地元の意向確認と問題点の  
整理が中心になりました。ここで次のよ  
うなことが決まりました。

- 1、校庭 青少年広場
- 2、校舎 一階は図書室、卓球場、用  
務員室を管理人室に改造、二階は集  
会場
- 3、現状復帰(ガラスその他破損箇所  
修理)に関する費用は市が負担、管  
理人室への改造費用、光熱費等は地  
元負担
- 4、問題点 管理運営に当り維持費の  
捻出、管理人の選定

以上の結果を町内に持ち帰り検討する  
ことになりました。そして双方話し合い  
を続け、校舎改修等を行い十一月に完成  
致しました。

その間運営委員会を結成するなどし準  
備を進めました。運営委員は、豊田地区  
連合町内会から正副会長、豊田地区の体

育指導委員協議会会長、青少年指導員協  
育会会長、子供会会長、婦人代表、田谷  
町内会から正副会長、体育指導委員、青  
少年指導員、子供会会長、民生・児童委  
員、近隣町内の金井、長尾台、小雀各町  
内会の正副会長、千秀小学校の校長、P  
T A会長というメンバーです。会長、副  
会長、会計、監事を選出し発足しまし  
た。

跡地は「千秀青少年センター」と名付  
け、「土地及び建物の使用に関する覚書」  
を作成し、戸塚区長と千秀青少年センタ  
ー運営委員会で交換しました。

事業目的は、青少年の体育活動の増  
進・育成等を中心とし、運営費は市より  
の補助金、管理協力費(使用料)、寄付金  
その他の収入でまかなうこととしまし  
た。

学校の跡地をこのように地元の管理運  
営に任ねるという方式は、市の「公有空  
閑地制度要綱」に基づいてなされまし  
た。

この要綱は次のようなものです。

- 1、目的 青少年の活動の場を確保す  
るために公が所有する土地や施設で  
一時的に開放できる場合、積極的に  
整備し開放していく制度である。
- 2、設置 区長が国、公共団体から借  
り受け整備し、その広場または施設  
を広場運営委員会に貸付けるか使用

を承認する。

3、管理運営 広く区民に対し公平に  
使用させることとして運営委員会が  
行う。委員は区全体を対象として構  
成し、維持管理費は運営委員会で負  
担する。行政は維持管理費の三分の  
一を負担する。

4、使用対象 青少年を中心に一般市  
民へも開放する。

5、その他 広場の施設は一時的また  
は副次的施設である。

(この要綱は昭和五十一年十二月より  
「地域スポーツ広場設置要綱」に改訂さ  
れました。)

### ⑦ センターの誕生

市と地元が一体となって運営すること  
になったこの千秀青少年センターの誕生  
を振り返ってみますと、若い卒業生の間  
で「旧校舎の跡地を地元で活用出来ない  
ものか」とささやかれたことが発端とな  
っております。

郷土に何かを、と願っていた精神が、  
たまたま新校舎の完成に伴い遊休となっ  
た旧校舎に着目するところとなったので  
あろう。

市との巧みな接触(市長との懇談会な  
どの利用)と的確なる情報の収集によ  
り、町内へ跡地利用の情報を提供してま  
いりました。

しかし反応の鈍さに耐え難く、町内と  
の摩擦を起こしかねない時もありました  
が、よく耐え忍び遂に町内を動かし、大  
同団結を促がしこの快拳を成し遂げた蔭  
の努力に対し、心から敬意を表する次第  
です。

この若者たちは運営委員には入ってい  
ませんが、地元で利用されることになっ  
たセンターを目のあたりに見て、きっと  
心の中で「快哉な」と叫んでいることと  
思います。

### 四 千秀青少年センターの現状

昭和四十八年十一月二十一日、市当局、  
運営委員、地元町内会をはじめ多数出席  
し、盛大な開所式を挙行いたし、晴れて  
使用出来ることになりました。

十一月二十七日の朝日新聞にも掲載さ  
れておりましたが、空地などを青少年の  
広場に活用するのは市内で四番目、学校  
跡地としては初めてのケースです。しか  
も広場だけでなく建物も使用の対象とし  
たケースはもちろん初めてであります。

これから本格的な地元による管理運営  
が始まりました。

### ① センター利用状況

スポーツ室には卓球台があり多くの入  
の利用を待っています。ここでは週二

障害児の自主訓練会「すぎな会」が利用しています。勉強室は週一回、書道教室として利用しています。

図書室では、毎週土曜日の午後子供文庫が開かれ、子供会の母親が交代で当番をつとめておられ、一般の方も利用できます。

集会室は、町内会、老人会、クラス会などの集会のほか業者組合の集会などにも利用されています。また、千秀コーラス同好会（ママサンコーラス）が週一回、ピアノを寄贈して下さいました方の指導にて練習しています。千秀小学校の母親達の親睦会が食事をしながら行われています。

広場では、テニス、野球、老人会のゲートボールなどのスポーツをはじめ、ボリースカウト、ガールスカウトの訓練、子供会、町内会の盆踊り、保育園の運動会、小児の遊び、バザーなどに利用されています。

さらに夏季には、小中学生のキャンプ場としても利用されています。

利用状況は以上の通りであります。特に注目に値する点を拾ってみます。

(7) 小中学生の夏のキャンプ生活

住宅の密集地とは異なり、周囲は農耕地や山の木立ち、土手の桜に囲まれ、のどかな環境に恵まれた地域であります。その広場で体力の鍛練、やがてたそがれ時

表 年度月別利用人員

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	テニス	キャンプ	計
52	793	731	911	1,350	654	1,145	985	742	1,116	507	663	700	—	—	10,207
53	1,572	1,045	1,093	1,837	906	1,017	1,162	1,042	1,070	634	1,059	1,329	—	(1,490)	13,775
54	1,407	946	1,100	1,078	1,626	1,106	905	897	1,375	700	748	1,891	174	1,605	16,082
(2月まで)	1,426	753	1,009	1,336	450	903	1,023	1,051	1,145	719	886	/	171	1,280	12,152
計	5,198	3,484	4,113	5,601	3,636	4,171	4,048	3,732	4,706	2,560	3,356	3,920	345	4,375	52,279

(注) 53年度はキャンプ利用人員が7、8月に含まれている。

ともなればキャンプファイヤーの火に赤々と映し出される学童の顔、顔、顔。そしてゲーム遊び、夜間は天幕での楽しい団欒のひと時。学童達にはなくてはならない広場だと思えます。

炊事場もあり、炊飯訓練にもこと欠かず、最近では豊田地区以外の区内はもろん、区外の小中学生も利用しております。

(4) 障害児の体育訓練自主訓練会「すぎな会」の心身障害児一〇人前後が、訓練などのため週二回センターを訪れています。これにはボランティアとして家庭の主婦の方々が参加されお世話をしておりますが、なかなか大変なことです。

市・区当局としましても、さらに以上のご援助をお考えいただきたくお願い申し上げます。

さて、センターに於てはならない人、そうです、管理人です。昭和五十二年五月より二代目管理人としてお見えになった小田島英子さん。来た当時は汚ない所だ、と思ったそうですが、自分がなってみて、とても掃除までは手が行き届かないことがわかったそうです。

休日である月曜日を除いては朝九時から夜九時まで、利用の予約受付、利用者との対応、申込用紙の整理、管理協力費の受領、センターの清掃、備品器具の点

検、破損個所の修理、広場の管理、夜間の警備、月毎の使用料や使用者の利用状況報告書を運営委員会計へ届ける、区役所社会教育係との連絡、打合せ、また防火管理者受講修了者として、防火器具、設備の整備点検、消防署との連絡等があります。

夏季のキャンプ中は、それこそ夜もろくに眠れないそうです。食器類、天幕の管理まで、時によると好意にて炊飯の手伝いまで、実に数多くの仕事をこなしています。

このように多くの仕事を手際よくこなし得るには責任感のみならず、管理人個人の資質の豊かさによるところが大きいと思えます。

また、センターの現状問題点について運営委員会副会長、総務担当で田谷町内会会長矢島佐吉氏は次のように話していました。

「使用料を現在一般に対し半日単位で五〇〇円いただいておりますが、使用料をいただかなければ運営していけない。区内にある本郷地区センターには市から八〇〇万円位でいて無料で使用出来るのに、こちらは二二万円しか補助されておらず、有料使用になっており差が激しいと聞いている。地元田谷町内会と連合町内会からそれぞれ補助金は出しているが……。

広場の管理は大変です。草刈りなどは周辺が広いので町内会や老人会が行っています。

今後もう少しきちんとしたいと思う。

自主事業など、センターの運営を町内に任せてもらえればどうにも出来るが、実際は田谷町内会役員の管理になっている実状であり、連合会、町内会単位の運営委員会の管理では問題はあると思う。

本校創立は明治九年十一月十五日、百五年を閲する千秀学校。今の千秀小学校の創立の場所に在り、明治九年以来子弟教育のにじんだこのセンターを将来横浜市の文化的施設に一大発展させたいことが地元の悲願です」と、今後の方向にもつながる話をして下さいました。

## 五 今後の方向

千秀青少年センターは、このように各方面にわたり活発に利用され発展してまいりましたが、さらに住民の皆様にあざれ親しまれるため、事業の拡充を考えてみるのも無駄ではないと思います。

もちろん現在の事業をより充実させることが大切ですが、例えば

①オリエンテーリング センターを中心として、田谷、金井、長尾台、小雀一帯の神社、仏閣、浄水場を始めとする公共施設を目標に郷土めぐりの体育訓練を兼ねた行事。

②華道、茶道など日本古来の芸道 た

んに趣味というだけでなく、その中より学び得る行儀作法の修練といったこと。

③小中学生の夏季キャンプ 既に述べましたが、共同生活の基盤となるこのキャンプ生活は、社会生活への貴重な体験になると信じます。

④障害児の訓練会 これも先に述べましたが、このような施設の利用が限られている現在、このセンターが活用されている事は大いに意義あることだと思っておりますので、今後ますます拡充させなければならぬことだと考えています。

さて旧千秀小学校跡地の利用ですが、申すまでもなく、市の「公有空地制度要綱」(現在「地域スポーツ広場設置要

綱)に基づき、市当局と千秀青少年センター運営委員会との間で取りかわした「土地及び建物の使用に関する覚書」によるものとして、市からの要求があれば地元住民の意志に関係なく返還しなくてはならない運命にあります。

私共住民は、このセンターをよりよき広場として発展させるよう努力し、永続させたいと願っております。

### 《参考》

千秀青少年センター

横浜市戸塚区田谷町一、六六二番地

電話(〇四五)八五一―七〇八七

敷地面積三、三七二<sup>2</sup>m<sup>2</sup>

木造二階建校舎建坪 五九五<sup>2</sup>m<sup>2</sup>

〈戸塚区田谷町在住〉